

令和 7 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 6 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

令和6年10月23日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和6年11月

関東地方知事会

会 長	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	茨 城 県 知 事	大 井 川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	長 崎 幸 太 郎
	静 岡 県 知 事	鈴 木 康 友
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一



提 案 ・ 要 望 事 項 一 覧

1	地方分権改革の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置について	・ ・ ・ ・ ・ 28
3	地域の生活基盤を支える専門人材の確保について	・ ・ ・ ・ ・ 30
4	インバウンド需要に対応した農山漁村地域への誘客促進及び 農林水産物・食品の輸出拡大について	・ ・ ・ ・ ・ 32
5	国民スポーツ大会の改革について	・ ・ ・ ・ ・ 34
6	地域の国土強靱化の取組への支援について	・ ・ ・ ・ ・ 35
7	PFAS 対策について	・ ・ ・ ・ ・ 36
8	在宅医療におけるＤＸの促進について	・ ・ ・ ・ ・ 38
9	花粉発生源対策の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 39
10	交通空白の解消について	・ ・ ・ ・ ・ 40
11	福祉人材の確保について	・ ・ ・ ・ ・ 41
12	気候変動に適応した新品種・新技術開発に向けた試験研究の 推進に関する提案	・ ・ ・ ・ ・ 44

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

我が国の景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。加えて、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障

関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、物価高騰対策やこども・子育て政策の強化はもとより、地域社会のデジタル化や脱炭素社会の推進、消防・防災力の一層の強化等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

デフレからの完全脱却や人口減少問題はもとより、不安定で脆弱なサプライチェーンや世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はで

きる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークのほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど実質的に義務化されている。令和5年3月31日に「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下、「ナビゲーション・ガイド」という。）が閣議決定され、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すなど、継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められていることを評価する。各府省庁においては、ナビゲーション・ガイド及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、遵守状況を内閣府に報告するなど、ナビゲーション・ガイドが実効性を持つように運用するとともに、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

今後、計画等の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、新たに計画等の策定を求める法令の制定や通知の発出等は原則として行わないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが例年、9割程度であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とするとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等

に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている提案が一定数存在する。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

こうしたことから、「提案募集方式」への対応に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関する提案も対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」とされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講じること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策などについては、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

例えば、条例公布時の長の署名は自署に限られ、電子署名は認められていないが、災害時など登庁が困難な場合であっても、場所を選ばず条例公布手続を可能とすることにより、条例が公布できないことによる住民生活への影響を回避し、また、デジタル社会の実現に向けて、電子署名による方法を可能とする法改正を早急に行うこと。

なお、令和6年6月19日に改正された地方自治法において創設された、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の指示権については、事前に関係地方公共団体等との間で十分に必要な協議・調整等を行い、現場の実情を適切に踏まえた措置となるようにすること。また、発動は目的を達成するために必要最小限度のものとし、

地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、D Xの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、子育て家庭の多くが共働きである状況や新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まったテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

また、人口は減少傾向にあり、当面は生産年齢人口の減少が見込まれているため、労働力の確保が懸念されている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化するとともに、定年延長や社会がジョブ型雇用に移行する中で、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列举されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

こうしたことから、地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

特に、喫緊の課題として、D Xなど専門的知識・経験を有する人材の確保や、副業・兼業がしやすい環境づくり、部分休業の対象拡大など子育てと仕事の両立支援をより一層進めるよう、法改正などを講じること。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 原油価格・物価高騰等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じること。

今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方公共団体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。

国の対策を補完し地域の実情に応じた対策については適切な財源措置を講じるとともに、財源措置を臨時交付金で講ずる場合には、財政力指数による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。また、その活用については、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国が定めたやり方を実質的に強いるようなことはせず、地方の裁量を尊重すること。その上で、診療・介護報酬改定などとの整合性を踏まえ、適切な情報提供を行うこと。

さらに、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

併せて、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金の継続などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

さらに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備、物価の上昇に見合った賃上げのためのインセンティブ付与、賃上げの原資を持続的に確保するための労働生産性向上への支援を引き続き行うこと。

新型コロナウイルス感染症に係る公費支援について、制度終了後に請求されるものについても国の責任において確実に予算措置を講じること。

改正感染症法の規定により、都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、引き続き協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援を図るとともに、地方公共団体の感染症対策のための財政措置を講じること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとされており、昨年12月には、2023改訂版が閣議決定された。

しかし、地方創生にとって「デジタル」は有効なツールであるが、あくまでも一つの手段であり、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が無駄になることがないように、デジタルのみにとらわれない包括的な支援が必要である。

「デジタル田園都市国家構想交付金」については、令和5年度補正予算で735億円、令和6年度当初予算で1,000億円が確保され、令和6年度地方財政計画において、「デジタル田園都市国家構想事業費」も引き続き1.25兆円が確保されたが、地方創生のさらなる深化に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、拡充・継続すること。

併せて、交付金の要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

「デジタル田園都市国家構想交付金」における地方創生拠点整備タイプについては、令和5年度補正予算で前年度より100億円減額の300億円が確保され、令和6年度当初予算で、前年度から20億円減額の50億円が確保されたが、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和

など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。同交付金のデジタル実装タイプにおいては、コンソーシアム等推進体制の確立や実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。

また、令和5年度地方財政計画において、「地域デジタル社会推進費」は、令和7年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

令和6年度地方財政計画においては、「地域社会再生事業費」が引き続き0.4兆円確保されたが、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講じること。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を実施することとし、こ

ども家庭庁予算で見て、2030 年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指すこととしており、基本理念として、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」としていることから、こども・子育て施策に地域間格差が生じることがないように、国において必要な財源措置を講じること。

こども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなるため、国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担に対し、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、全ての自治体に対し地方財源を確実に措置すること。

学校給食費の無償化については、令和 5 年 12 月に策定された「こども未来戦略」において、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされている。令和 6 年 6 月に、学校給食に関する実態調査の結果については公表されたところであるが、課題整理や具体的方策については示されていない。子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示し早期に実現すること。

また、全てのこどもたちの学校選択が保護者等の所得により左右されないよう、高等学校及び高等教育の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第 2 期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成 30 年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている。制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の統一に向けた取組に対する財政支援については、保険者努力支援制度や特別調整交付金により実施されているところではあるが、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体や保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体など、様々な課題を抱える自治体に対するインセンティブとなるような、更なる財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援については、既存制度の組み換えによるものではなく、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して新たに財源を確保し実施すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。検討に当たっては、地方分権の観点から地方公共団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

なお、これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、審査支払機能に関する改革工程表に基づく国保総合システムの改修等に係る費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政支援を講じること。

介護報酬については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるものとする。

5 防災に係る財源の確保

本年1月1日には、「令和6年能登半島地震」が発生し、大きな被害をもたらした。また、令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。今後、大規模な風水害や地震、火山噴火などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

各地方自治体がこのような災害に対して取組を推進することは、日本全体を災害に強くするためにも重要である。地方自治体が計画的に防災対策を推進していくことが可能となるように、国において必要な財源を安定的・継続的に確保し、必要額を配分すること。

6 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しが行われてきたところである。令和5年度税制改正においては、2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げることとし、次回の見直しは、令和7年度末とされている。

自動車関係諸税の見直しについて、令和6年度与党税制改正大綱においては、「自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及

や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、2035 年度までに乗用車新車販売に占める電動車を 100%とする政府目標の達成に向け、今後、急速な普及拡大が見込まれる電気自動車等への課税のあり方については、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

なお、昨今の原油価格高騰を踏まえ、国において軽油引取税及び揮発油税に関するトリガー条項の凍結解除が議論されたが、仮に凍結解除された場合、地方全体で 5,000 億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、国の責任において、地方特例交付金等により全ての地方自治体に対して確実に補填措置を講じること。

7 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

森林環境税の賦課徴収に当たっては、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用

に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

8 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年 10 月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税收格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

9 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行う

ことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

10 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、税負担の公平性や安定的な税収の確保等の観点から、引き続き検討をすること。

また、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

11 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和6年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税

体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

12 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

13 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

14 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和6年6月28日付け総務省告示の改正により、指定制度に係る募集適正基準及び地場産品基準の見直しがされたところであるが、今後もより多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。

特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずるなど、公平性の観点から問題がある。

また、寄附金を集めるためには、返礼品や大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることなどの課題が依然として残っている中、大手EC事業者の仲介事業への参入により、今後さらに貴重な税金が手数料として仲介サイトに流れてしまうことで、ふるさと納税が制度創設時の趣旨からさらにかけ離れていく懸念がある。

このため、特例控除額に定額の上限設定をすることや、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引下げ等により、「寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献する」という本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。また、各地方自治体の様々な創意工夫による地方活性化に資するものとなるよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという、現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付

金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

15 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

16 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

17 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を一層推進していく必要がある。

令和 2 年 12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和 3 年 9 月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の 4 税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和 5 年 9 月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和 7 年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指すこととされている。

また、令和 4 年度税制改正において、eLTAX を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和 6 年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX 及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX 及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。」とされている。

引き続き、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。

また、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録

以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者による eLTAX を通じた税務手続・キャッシュレス納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税務手続の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

18 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、こども・子育て政策の強化、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高騰への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルール堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和6年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から0.5兆円下回る0.5兆円に抑制し、発行額が過去最低水準となった。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、期限である令和7年度をもって廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しを行う場合であっても、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、廃止までの間における臨時財政対策債発行可能額の算定については、過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

19 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

20 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

21 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

令和6年度から8年度にかけて、防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化など、多様な投資ニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が、制度終了の期限として予定されている。

これらの地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくための有効な投資財源として、各地方自治体において広く活用されているところである。

また、各地方自治体では、激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、老朽化した公共施設の長寿命化改修、脱炭素化に向けた施設整備など、多様化する課題に対応するための付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに対応する地方債の活用ニーズも高まっている状況である。

そうした中、これらの地方債が全て予定どおりに終了してしまうと、各地方自治体においては財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難となる。

ついては、令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

2 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置について

災害対策基本法第64条第2項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

能登半島地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、首都直下地震等においても、建物被害は相当な数に及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大するおそれがある。

また、公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明又は所在不明のケースも相当多く見込まれることから、都市機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進

災害対策基本法第 64 条第 2 項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

2 倒壊家屋等公費解体・撤去の推進

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請に拠らず解体・撤去ができるよう、立法措置等を含めた公費解体制度の見直しを行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続きを明確に示すこと。

3 地域の生活基盤を支える専門人材の確保について

加速する人口減少時代を乗り越え、活力ある地方を実現するためには、社会の生産性を向上させるとともに、地域の安心安全につながる生活基盤を充実させることが必要不可欠であり、特に、医療や公衆衛生分野など、住民の生命を守る専門人材の維持・確保が重要である。

公務員獣医師については、相次いで発生する高病原性鳥インフルエンザや豚熱への対応など求められる役割や責務が増大する中、人材の確保が喫緊の課題となっている。

また、国は、医師需給推計により 2029 年頃に全国の医師総数は均衡するとしているが、医師の働き方改革や医療の高度専門化により医師を取り巻く状況は先行きが不透明であり、これらを踏まえた需給推計の検証や対策が必要である。

さらに、将来にわたり経済力のある豊かな社会を構築するためには、医療・福祉分野をはじめとした様々な産業において、外国人材の活躍も不可欠である。

については、地域の生活基盤を支える専門人材の確保に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 公務員獣医師の確保について

(1) 公衆衛生分野の獣医師の確保

と畜検査など公衆衛生に従事する公務員獣医師への就業を志す獣医学課程を有する大学への地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金給付制度を創設すること。

(2) 農林水産分野の獣医師の確保

都道府県における農林水産分野の公務員獣医師の確保を図るため、国において獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る予算を十分

確保するなど、支援対策を充実すること。

2 医師の偏在対策について

国の指針における医師偏在指標は、あくまで医師の多寡を相対的に示したものにすぎないことから、医師の働き方改革や新興感染症の発生リスクなどを考慮しながら医師需給推計をより精緻に行うとともに、地域ごと・診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上でその医師数を満たすため、国が主体的に実効的な偏在対策を講じること。

3 外国人材の活躍促進

外国人が特定技能評価試験、介護福祉士国家試験及び看護師国家試験を受験する際の配慮として、その資格や分野において必要とされる日本語能力に応じて、平易な日本語を用いて出題する、または、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

4 インバウンド需要に対応した農山漁村地域への誘客促進及び 農林水産物・食品の輸出拡大について

2024 年上半期の訪日外国人旅行者数は推計で 1,778 万人となり、コロナ前の 2019 年の 1,663 万人を上回り、この時期として過去最多を更新するなど、インバウンドは好調に推移している。今後、インバウンドを本格的に拡大させていくためには、ゴールデンルートから農山漁村へと一歩踏み出すなど、インバウンドの地方誘客と地方消費をより一層促すことが重要となっている。

国は、昨年 6 月に農泊推進実行計画を公表し、農山漁村地域に宿泊し食事や体験を楽しむ農泊の成長支援を強化することとし、農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和 7 年度までに 700 万人泊とすることに加え、農山漁村地域におけるインバウンドの受入れを加速化させる観点から、外国人旅行者の割合をコロナ前の約 6 %から 10%に増加させる目標を掲げている。

また、農林水産物・食品の輸出額を令和 7（2025）年に 2 兆円、令和 12（2030）年に 5 兆円とする目標を掲げている。海外では、日本産農林水産物は高く評価されており、コロナ禍を経たインバウンド需要の増大と相まって、日本全体では輸出が伸びてきている。

こうした背景を踏まえ、農山漁村地域の活性化につながるインバウンド誘客を促進するためには、外国人旅行者に対し、日本の食や食文化の理解促進や滞在日数の延長、リピーター化を図るとともに、農山漁村地域の受入体制を整備することが不可欠である。

さらに、帰国後の日本産農林水産物・食品の購入機会の拡大や、生産体制の強化を推進することで、インバウンド消費と輸出拡大の取組を展開し、好循環を創出していくことが重要である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 ターゲット国を明確にした推進を図っていくため、農泊地域での宿泊者など農山漁村地域を訪れる外国人旅行者の出身国や訪問地域、滞在期間、訪問目的などについて、都道府県毎の情報提供を行うこと。
- 2 地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として、インバウンド誘客の促進を図る取組を認定し、世界に向けて発信する「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」等の制度について、より多くの実践者が活用できるよう、認定要件を緩和すること。加えて、諸外国における誘客促進プロモーションやウェブサイト・SNSを活用した情報発信を充実する等、日本の農山漁村地域の魅力のPRをより一層強化すること。
- 3 インバウンド需要の拡大や田園回帰等による国内外からの新たな人流への対応を見据え、都市と農山漁村の交流促進に向けた取組に対し、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）や農山漁村振興交付金の十分な財源の確保とともに、農家民宿等の滞在施設整備に係る上限額の拡大など支援の拡充を図ること。
- 4 インバウンド需要のある国・地域への農林水産物・食品の輸出拡大につなげるため、地方公共団体や事業者等による販路拡大・販売促進に向けた各種取組のほか、厳しい残留農薬基準等が設定されている国・地域に対する規制緩和や条件設定及び、科学的根拠に基づかないまま福島第一原子力発電所事故やALPS処理水の放出に伴う輸入規制を実施している諸外国・地域に対する規制措置の撤廃に向けた働きかけを強化するなど支援の充実を図ること。加えて、海外産地との競争力強化等に向けた農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）による国内産地の連携など、オールジャパンでの取組が実効性を伴うものとなるよう取組を強化すること。

5 国民スポーツ大会の改革について

国民体育大会は、その開催を契機として、我が国及び地域のスポーツ振興やスポーツ文化の形成に大きな役割を果たしてきたが、その開催にあたっては、開催都道府県・会場地市町村が過大な人的・財政的負担を負っている。

また、急激な少子高齢化や人口減少、地方財政の逼迫、競技ごとに行われる全国大会の充実など、地方自治体の状況やスポーツを取り巻く環境変化を踏まえ、全国知事会において、「3巡目国スポの見直しに関する考え方」を取りまとめた。

国民スポーツ大会(以下「国スポ」)という新しい大会に生まれ変わり、国スポを持続可能な大会とするためには、未来に繋がる仕組みづくりと併せて、各都道府県の様々な意見を十分に取り入れた改革が必要である。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じ、国スポ改革の推進を図られたい。

- 1 全国知事会が取りまとめた「3巡目国スポの見直しに関する考え方」を十分に取り入れた国スポ改革を検討し、具体化を図ること。
- 2 特に、「毎年開催」「都道府県対抗」「持ち回り開催」等については、様々な見直しを求める意見があることを踏まえ、丁寧な意見集約・検討を行うこと。
- 3 国スポ開催時における一過性の選手強化ではなく、未来に繋がる競技力向上に取り組む都道府県の取組を支援し、新しいモデルとして広めること。

6 地域の国土強靱化の取組への支援について

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、広範囲に甚大な被害をもたらした。続けて、8月8日には日向灘を震源とする大きな地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、大規模地震発生に対する緊張感が高まっている。それに加えて、関東地方では、首都直下地震の切迫性が指摘されている。

さらに、気候変動の影響に伴い風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和5年6月梅雨前線及び台風第2号による大雨、同年9月の台風第13号による大雨、令和6年8月の台風第10号による大雨など、毎年のように大きな被害が発生している。

切迫する大規模地震への備え、激甚化・頻発化する風水害への対策など、国土強靱化に向けた取組の重要性が高まっており、これらを着実に推進していくためには、国の継続した財政措置が不可欠である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 改正国土強靱化基本法を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策完了後においても切れ目なく、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年以内に策定し、必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保すること。その他必要な社会資本整備予算についても、事業推進に必要な予算・財源を、当初予算において安定的に確保し配分すること。
- 2 地域の国土強靱化の取組と連携し、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき河川、道路などの着実な整備を図ること。

7 PFAS 対策について

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、その一つである PFOS 及び PFOA は、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘され、関東地方知事会管内でも多くの都県において、公共用水域や地下水から暫定指針値を超過して検出されている。

国からは令和2年6月に、地方公共団体向けに、暫定指針値を超えて検出された場合における「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」が示されているが、汚染の拡散防止策等の具体的な方法が示されておらず、対応に苦慮している。また、調査や対策を行う地方公共団体の財政的な負担も大きい。

国は、令和5年7月にとりまとめた「PFAS に関する今後の対応の方向性」を踏まえた、水質の暫定目標値の取扱いの検討や環境モニタリングの強化のほか、農畜水産物の調査に取り組んでいるが、PFAS の健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等が十分ではなく、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

こうしたことを踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 2 公共用水域及び地下水並びに水道水に係る PFOS 及び PFOA の調査結果について、一体的な解析・研究を進め、水質に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
- 3 公共用水域及び地下水並びに水道水で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、

水道水における浄水過程での除去方法、浄水処理によって生じた PFOS 及び PFOA が含まれる廃棄物の適切な廃棄方法等を、具体的に確立するとともに、地方公共団体等が行う対策に要する費用を助成すること。

- 4 PFOS 及び PFOA の土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び効果的・効率的な除去方法）の検討を進めること。

また、令和5年7月に示された土壌中の PFOS 及び PFOA の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。

- 5 公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下、「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する仕組みや、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う仕組みの構築を検討すること。

併せて、浄化が困難な場合には、地方公共団体が行う飲用水対策などについて、事業場の設置者等に一定の負担を求める仕組みを検討すること。

8 在宅医療におけるDXの促進について

少子高齢化が進展する中、医療現場においても、増大する医療ニーズに対し、医療人材の不足が深刻化している。

限られた医療人材で増大する医療ニーズに対応するためには、情報通信技術（ICT）や、人工知能（AI）、ロボット技術等を活用した、いわゆる医療DXによる効率的な医療提供体制の構築が求められる。

特に、今後さらに多くの需要が見込まれる在宅医療の分野においては、オンライン診療に加え、ウェアラブルデバイスやカメラ等による患者の遠隔モニタリングといった取組の促進が期待される。

一方、診療報酬制度においては、本年6月の改定により患者情報の共有に着目した「在宅医療DX情報活用加算」等の新設がなされたものの、遠隔モニタリングをはじめとする様々なデジタル技術の活用については、評価対象となる疾患に限られるなど十分な評価がなされているとはいえない。

また、こうした様々な機器の導入には一定の初期費用やランニングコストが必要となるため、導入を検討する医療機関からは支援を求める声が多くあがっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 デジタル技術を活用した質の高い効率的な在宅医療提供体制の構築に資する取組について、診療報酬制度においてより積極的に評価すること。
- 2 在宅医療におけるデジタル技術の活用に向けて医療機関が行う機器の導入等の取組に対し、所要の財政措置を講じること。

9 花粉発生源対策の推進について

スギ・ヒノキ人工林は花粉の発生源となっており、山間地域からの花粉は都市部にも飛散し、国民病ともいわれているスギ・ヒノキ花粉症の原因となっている。

花粉の飛散量を減少させるためには、スギ・ヒノキ人工林を伐採し、花粉の少ない苗木等への植え替えを加速化するなど花粉発生源対策の更なる充実・強化が必要であるが、木材が利用されない限り、伐採・植え替えが進まない。

木材の需要拡大を図る上で最も効果的な方策は都市部での利用を促進することであり、特に、中・大規模の建築物への木材利用が有効であるが、現状、国の補助対象は「公共」建築物に限られ、補助率も原則15%とかつての50%から比べると低い。

これらの建築物に森林環境譲与税も有効活用しながら木材利用を加速することは、スギ・ヒノキの伐採・植え替えを促進し、ひいては、花粉飛散量の減少や花粉症罹病者の減少に寄与する。

ついては、森林資源を循環させ、都市部と山間地域が win-win の関係を構築し、もって花粉発生源対策を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 木造公共建築物等の整備について、現行補助率の嵩上げや民間のにぎわい施設を補助対象に追加するといった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな補助制度の創設など、支援の拡充を図ること。
- 2 スギのみならずヒノキも補助対象とするとともに、搬出等に必要となる林道整備に必要な予算を確保すること。

10 交通空白の解消について

人口減少・少子高齢化が全国的に進行する中、運転免許を返納した高齢者をはじめ、住民の移動手段の確保に対する不安が高まっている。

また、乗合バスや鉄軌道路線の減便・廃止、バスやタクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況となっている。

その結果、日常生活の足が確保できない交通空白地が生じ、特に、過疎地や中山間地では、移動手段の確保が課題となっている。加えて、都市部や観光地でも、タクシーが不足する地域や時期・時間帯が発生している。

こうした交通空白の解消に向け、既に具体的な取組を進めている地方自治体がある一方で、国では、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送制度、いわゆる「公共ライドシェア」制度の要件が緩和された。さらに「交通空白」解消本部を設置し、地方自治体や交通事業者とともに、タクシー等を地域住民や来訪者が使えない交通空白の解消に向けた取組を始めた。

今後、地方自治体の取組を更に加速するためには、国による、地方自治体への財政的支援や人材派遣の拡充が必要不可欠である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 地方自治体の公共ライドシェア導入が進むよう、配車アプリや管理システムの導入及び利活用や、利用者及びドライバーの安全安心対策、異業種連携など、地方自治体が実施する取組に対する補助について、国が率先して予算を拡充されたい。
- 2 公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対し、国から、助言やコーディネートができる人材の派遣・育成などの支援を拡充されたい。

11 福祉人材の確保について

少子・高齢社会の進展等により、福祉サービスに対する需要の増大・多様化が急速に進んでいる。

福祉人材の有効求人倍率は、全職種平均に比べ、極めて高い水準で推移しており、社会・生活の基盤を支える福祉人材の不足は深刻である。

特に、介護人材については、第9期介護保険事業支援計画に基づく推計で、65歳以上の高齢者数がほぼピークになると予測される2040年度に必要な介護職員数は約272万人となり、現状と比べて約57万人不足すると推計されている。

また、障害福祉人材については、独立行政法人福祉医療機構による調査によると、約半数の事業所が「職員不足」と回答しており、慢性的な人材不足が生じている。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、手厚い人員配置や専門人材による支援に係る報酬が増額されたが、障害福祉サービス利用者数は増加傾向にあり、また令和7年度から新たなサービスとして就労選択支援が追加され、人材不足が今後さらに深刻となる見込みである。

さらに、保育人材についても、令和6年度に実施された保育士の職員配置基準の改正や、今後予定されている「こども誰でも通園制度」の創設等により、保育ニーズが増大することが想定され、さらなる人材不足が予測される中で、保育士の確保も喫緊の課題である。

福祉人材の確保に向けて、これまでも対策を進めてきたところであるが、今後、生産年齢人口がさらに減少していくことを考慮すると、福祉人材の確保は一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に全方位的に人材確保の施策を強化する必要がある。

については、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 福祉人材確保に確実につながる公定価格等の見直しについて

慢性的な福祉人材不足を解消するため、平均賃金の全産業と福祉分野の格差や、他産業における賃上げの動向、昨今の諸物価高騰の現状、各地域の実態等を踏まえ、処遇改善に確実につながる公定価格等の見直しを行うこと。

また、公定価格等の地域区分の設定に当たっては、国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合だけによることなく、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上の設定にすること。

2 介護人材確保の取組強化について

(1) 質の高い人材を安定的に確保するため、介護福祉士修学資金の貸付原資を、貸付実施年度の前年度または当該年度の当初に必要な額を交付し、貸付事務の安定化を図ること。

また、介護事業者の生産性向上の取組を支援する介護テクノロジー導入への補助制度を都道府県の実情に応じて柔軟に活用できる制度に見直した上で継続・拡充を図ること。

(2) 令和6年度介護報酬改定で、全国単位の令和5年介護事業経営実態調査の結果などを受け、訪問介護の基本報酬が減額されたが、在宅生活を支える根幹となるサービスの円滑な提供体制の確保のため、訪問介護の介護報酬の設定に当たっては、都市部や中山間地域等の地域の実情を把握し、その実情を踏まえた評価を早期に実施すること。

3 障害福祉人材確保の取組強化について

(1) 障がい福祉分野においても、人材確保が困難な地域の事業所の運営支援等、地方の実態に沿った総合的な対策を講じられるよう、地域医療介護総合確保基金と同等の財政措置を講じること。

(2) 生活介護や就労継続支援A型及びB型等の事業所では、サービス管理責任者の常勤・専従が必要とされているが、人材の確保が困難な地域や利用者が少数にとどまる地域も存在する。そうした地域特有の事情も勘案し、地方自治体の裁量により他のサービス種又は他の職種との兼務を認めるよう人員配置基準を弾力化するなど、サービス提供に支障が生じない範囲で、限られた人材を有効に活用できるようにすること。

(3) 令和6年度の報酬改定で、強度行動障がいを持つ児者に中核的人材を配置し支援を行った場合などの加算が創設されたが、中核的人材養成研修の受講者等の枠が令和6年度は各都道府県3人に限定されており、十分な支援が提供できないおそれがあることから、人材の有無による地域間格差により不公平が生じないよう国の責任において、人材の養成を行うこと。

また、広域的支援人材の登録基準が明確でないことから、基準を明確にすること。

4 保育士確保の取組強化について

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士修学資金貸付等事業の継続・拡充や、潜在保育士の再就職支援等の推進、国において保育士や保育現場の魅力が伝わるポジティブキャンペーンの展開を図ること。

また、3歳未満児の保育士配置基準の改善を早期に行うとともに、基準以上に配置した際の財政支援の拡充を行うこと。

12 気候変動に適応した新品種・新技術開発に向けた試験研究の推進に関する提案

農業は、気候変動の影響を受けやすく、近年は、農作物の生育障害や品質低下が問題となっている。

現在、国や関東各都県の試験研究機関において、気候変動に適応できる品種や技術の開発が行われているが、地球温暖化問題が深刻さを増す中、今後は、より一層技術開発に力を入れていく必要がある。

しかしながら、最新の観測データや高度な解析技術による気候変動予測モデルなどを用いた作物への影響予測を都県が地域毎・品目毎に実施することは、限られた施設や人員、予算の中では困難であり、また、各都県の試験研究機関同士が連携して対応する環境も整っていない状況にある。

気候変動への対応は、今後、日本の農業を持続的に発展させ、食料安全保障の確保を図る観点から、国が主導して行うべきであり、研究の基礎となる詳細な気候変動予測や農作物への影響に関するデータを提供するほか、基盤となる研究に取り組み、コーディネーターとして共同研究等により研究の加速化を図ることが必要である。

については、気候変動に適応した新品種・新技術の開発に向けた試験研究の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 研究の基盤となる情報プラットフォームの整備

研究の基盤となる情報プラットフォームを早期に整備するとともに、新品種や新技術開発の基礎となる最新のデータ等については、各都県の試験研究機関等が容易にアクセスでき、無償で利用可能なものとする。

＜プラットフォームで共有すべき主な情報＞

- ・最新の気象観測データや高度なコンピュータ等を用いた解析等によ

る地域毎の気候変動予測モデルや作物別の影響予測に関する情報

- ・病虫害の発生予測に関する情報
- ・農業用水・地下水予測に関する情報
- ・最新の研究成果 など

2 コーディネーター機能の発揮

現在、研究課題の多くは、各都県の試験研究機関毎に独自の研究開発が行われている。しかし、気候変動への対応は急務であることから、研究開発の加速化が求められている。このため、国がコーディネーターとして、産地間競争等の各都県の実情も考慮しながら、共同研究の促進や都県の連携強化を図ること。

3 研究開発予算の拡充と技術開発の推進

気候変動の適応に向けた研究開発予算を拡充すること。また、各都県の研究の基盤となる新たな遺伝資源の導入や、DNAマーカー、高温等に適応する新技術、気候変動対策に有効な資材や安価な測定機器の開発などについては、国が主導して進めること。

